――政府報告書審査に見る人権観を中心に――

## 木 村 光 豪

目 次

はじめに

第1章 国際人権条約の一般的概要

第2章 自由権規約の対応に見る政府の人権観

第3章 普遍的定期審査の対応に見る政府の人権観

第4章 自由権規約と普遍的定期審査への対応の比較

おわりに

## はじめに

カンボジアにおける20年以上に及ぶ内戦に終止符を打ったパリ和平協定 (1991年10月23日採択) は、カンボジアが関連する国際人権文書にしたがうこと、新たに制定する憲法の中に規定される基本的人権の宣言が関連する国際人権文書に合致することを要請している<sup>1)</sup>。これを受けて、国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) の活動期間に、その一部門であった人権部の後押しを受けて、多数の主要な国際人権条約が批准された<sup>2)</sup>。1993年 9 月に公布されたカンボジア王国憲法(以下、憲法と略)には、第 3 章「クメール市民の権利及び義務」の最初の条文(第31条)で、「カンボジア王国は、国際連合憲章、世界人権宣言並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する条約及び協定が定

<sup>1)</sup> 前者はパリ和平協定第2文書第3部「人権」の第15条1項と第3文書第3条,後者は附属書5の2項にある。パリ和平協定(日本語訳)については,[今川 2000]を参照。

<sup>2)</sup> UNTAC 期間に批准された国際人権条約は、国際人権規約(自由権規約と社会権規約)、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約、難民条約および難民議定書である。

める人権を承認し、尊重する」という規定が書き込まれた<sup>3)</sup>。

UNTAC の撤退後,人権部の活動を引き継ぐ形で,1993年10月に国連人権センター・カンボジア事務所がプノンペンに設置され,何度か閉鎖の危機に見舞われながらも,今日まで活動を続けている<sup>4)</sup>。さらに,カンボジア国連事務総長特別代表(およびその後任であるカンボジア人権状況国連特別報告者)が任命され,定期的にカンボジアを訪問して政府や市民社会の代表などと接触し,カンボジアの人権状況を調査し国連で報告している<sup>5)</sup>。

このように、パリ和平協定を締結後、カンボジア政府は国際人権基準を急速に受容してきている。内戦終結後から今日までの20年の間、カンボジア政府が国際人権条約の受容に対してどのように対応してきたのか? その特徴を、国際人権法の政府解釈に見る人権観を中心に考察するのが、本稿の目的である。

人権を主題とする国際会議,宣言や条約の採択,関連人権機関による政府報告書の審査などの舞台では,国際人権基準と各国政府の人権観との間に相克が前景化することは周知の事実である<sup>6)</sup>。これは,カンボジアの場合でも例外ではない。国際人権規準とそれに対する政府解釈との相克に,国際人権法の受容とその実態の乖離を明確に認識することができる。両者のズレを分析することで,政府の人権観が浮き彫りにされる。また,そこから,その国の法と社会・文化との関係を把握することが可能となる。

本稿では、国際人権の分野に見られるカンボジアの人権観の特徴を探究する

<sup>3) 1993</sup>年に公布のカンボジア王国憲法(日本語訳)については、[萩野他編 2007] に所収の四本訳を参照。

<sup>4) [</sup>四本 1999] 129-133頁。なお, 1997年に, 国連人権センターは国連人権高等弁務官に変更された。

<sup>5) 1993</sup>年11月以降2008年までに4人の特別代表が任命され、その後初代の特別報告者が任命され現在も活動中である [Subedi 2011]。特別代表と特別報告者によるカンボジアの人権状況に関する報告書は、すべて国連人権高等弁務官・カンボジア事務所のウェブサイトに掲載されている。http://cambodia.ohchr.org/EN/PagesFiles/Reports/SR-SRSG-Reports.htm

<sup>6)</sup> この最も代表的な事例は、1993年の世界人権会議で、普遍的人権(国際人権)に対する批判として、一部の東南アジア諸国が唱えた「アジア的価値」がある。この点については、「稲 2006] 第13章を参照。

ために、自由権規約の政府報告書、その審査過程と総括所見、国連人権理事会 での普遍的定期審査を素材とする<sup>7)</sup>。

そのために本稿は、以下の手順で考察していく。最初に、形式面における国際人権法の受容として、カンボジアにおける国際人権法の一般的概要について、その国際的実施(批准、政府報告書の提出と審査状況)と国内的実施(国内における条約の効力過程、国内的効力、国内法上の地位、国内的適用)について簡潔にのべる(第1章)。その上で、実質的な国際人権規準の遵守として、自由権規約を取り上げる。その政府報告書と審査における政府代表の発言を詳細に分析し、総括所見と規約人権委員会委員の答弁も参考にしながら、カンボジア政府の人権観の特徴を自由権規約に対する政府解釈を中心に浮かびあがらせる(第2章)。次に、2006年に発足した国連人権理事会において新たに開始された普遍的定期審査を取り上げる。その政府報告書、関連する文書と審査過程を詳細に分析することで、カンボジア政府の人権観の特徴を明らかにする(第3章)。そして、2つの政府報告書を比較することで、国際人権基準に対するカンボジア政府の対応の共通点と相違点を考察する(第4章)。最後に、国際人権規準へのカンボジア的な応答の特徴についてのべる。

## 第1章 国際人権条約の一般的概要

#### 1. 国際人権条約の国際的実施

カンボジアはこれまで主要な国際人権条約(関連人権機関に政府報告書の提出が義務付けられている6条約)をすべて批准し、少なくとも第1回目の政府報告書を提出し、関連人権機関で審査され、総括所見が出されている(下記の表を参照)。

<sup>7)</sup> 自由権規約を分析対象とする理由は、アジア的価値に見られるように、自由権への対応に国際人権規準に対する政府独自の人権観が最も象徴的に集約されるからである。自由権規約とともに普遍的定期審査を取り上げる理由は、両者の政府報告書審査の時期が20年であり、その間の政府による国際人権規準への対応の推移を比較することができるからである。

耒	カンボジアが批准し	た主要人権	条約の状況	(2014年1	月現在)
1X	カイか ノ / カル住し	人工女人惟	シストルコマノイノノノル	12011-1	11-76-11

国際人権条約	国内での発効日	政府報告書提出	総括所見
社会権規約	1992年8月16日	2008年11月10日	2009年 5 月22日
自由権規約	1992年 8 月29日	① 1998年12月23日 ② 2013年4月11日	① 1999年7月27日 ② 未提出
人種差別撤廃条約	1983年12月28日	① 1985年12月18日 ② 1997年5月5日 ③ 2009年6月15日	<ol> <li>確認できず</li> <li>1998年3月30日</li> <li>2013年3月16日</li> </ol>
女性差別撤廃条約	1992年11月14日	① 2004年2月11日 ② 2011年8月11日	① 2006年2月3日 ② 2013年10月18日
拷問等禁止条約	1992年11月14日	① 2003年1月17日 ② 2010年2月2日	① 2006年3月2日 ② 2011年8月11日
子どもの権利条約	1992年11月14日	① 1998年 6 日24日 ② 2010年 6 月 4 日	① 2000年6月28日 ② 2011年6月20日

注:政府報告書と総括所見にある○数字は、提出された順番を表わす。

出典:国連人権高等弁務官・カンボジア事務所のウェブサイト(http://cambodia.ohchr.org/EN/ PagesFiles/TreatyReportingIndex.htm # C2)より作成。

東南アジア諸国(11ヵ国)の中で、主要人権 6 条約をすべて批准しているのは、カンボジアを初めとして、インドネシア、タイ、フィリピン、東ティモールの 5 ヵ国だけである8<sup>8</sup>。現在のところ、この 5 ヵ国の中で、主要人権条約すべてに政府報告書を提出し、審査を受けた国は、カンボジアとフィリピンの 2 ヵ国だけである9<sup>9</sup>。カンボジアは国際人権条約の批准と政府報告書の提出に関しては着実に履行義務を果たしており、その意味で、東南アジア諸国の中でも最優等生国と位置づけることができる10<sup>9</sup>。国際人権条約の国際的実施に関し

<sup>8) [</sup>島田 2010] 114頁の表を参照。

<sup>9)</sup> インドネシアとタイは社会権規約を除く5条約(両国とも政府報告書は提出している)、東ティモールは女性差別撤廃条約と子どもの権利条約だけ、政府報告書審査を受けている(2014年1月現在)。東南アジア諸国の国際人権条約の政府報告書提出状況については、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイト(「世界の人権」の「アジア・太平洋地域」)で確認できる。

http://www.ohchr.org/EN/Countries/Pages/HumanRightsintheWorld.aspx

<sup>10)</sup> 主要人権条約以外にカンボジアが批准している国際人権条約は、ジェノサイドク

ては、憲法第31条を遵守している。

## 2. 国際人権条約の国内的実施

## (1) 国内における条約の効力過程

憲法において、国王は「国際条約を保証」(第8条)し、「国民議会及び上院の承認投票を経て、国際条約及び協定に署名し、批准する」(第26条)とある。しかし、憲法と関連する法律から、カンボジアにおいて条約は次のような国内手続を経て成立する。憲法第127条で、「大臣会議の組織及び権限は、組織法律で定める」とあり、その「組織法律」として制定された「大臣会議の組織及び権限に関する法律」(1994年7月19日採択)の第12条には、「首相は、外国との通商合意、経済、文化、科学及び技術協力に関する協定並びに国防に関する協定の交渉を指揮し、署名する。首相は、これらの合意及び協定の署名を他の王国政府構成員に委託することができる」とある<sup>11)</sup>。この条文から、条約の署名(締結権)は王国政府(大臣会議)の権限であると見なせる。

憲法第90条には、「国民議会は、国際協定及び国際条約を承認し、又は開始する。……右の議案は、議員総数の2分の1の多数決により議決する」とあり、さらに、「国民議会によって採択されたのち上院を通過し、公布のために国王により審署された法律は、プノンペンにおいては審署の日から10日後に、全土においては審署の日から20日後に施行される。緊急である旨明記された法律は、全土において公布後直ちに施行される。国王により公布されたすべての法律は、官報に掲載し、右の日程にしたがって、全土で施行される」(第93条)と規定する。第113条には、「上院において国民議会の送付案を修正したときは、これを再審議のために国民議会に回付する。国民議会は、回付案を審議し、議決す

<sup>▶</sup>条約, 難民条約及び難民議定書,自由権規約第1選択議定書(署名のみ),アパルトへイト禁止条約,女性差別撤廃条約選択議定書,拷問等禁止条約選択議定書,子どもの権利条約択議定書,移住労働者権利条約(署名のみ),障害者権利条約選択議定書(署名のみ)がある。

<sup>11) 「</sup>大臣会議の組織及び権限に関する法律」については、[四本 1999] に所収されている日本語訳を参照。

る。……国民議会は、回付案及び返付案を過半数をもって議決し、公布する」 とあり、国民議会の優越を認めている。これらから、条約の承認権は立法府 (国民議会と上院) にあることが分かる。

すなわち,王国政府は署名した条約を,批准の承認を求めて国民議会に提出し,国民議会に対して条約の内容と目的,締約国となる理由について説明する。それを受けて,議会は,条約の批准のために,政府に対する国民議会の承認を反映する数章の法律案を採択する。採択された法律を首相が国王に送付し,国王は公布のために審署する。その後,官報で公示されて,条約は国内で施行される<sup>12)</sup>。

## (2) 条約の国内的効力と国内法上の地位

条約の国内的効力(条約が国内でどのような効力を持つのか)は、大別して、変容方式(条約が国内的効力を持つためには国内法への変形を必要とし、そのために法律が制定されるという形式)と一般的受容方式(条約を国内法に一般的に受け入れその国内的効力を承認する形式)の2種類がある<sup>13)</sup>。

先に見たように,カンボジアにおける条約の国内受容は,王国政府による署名,立法府(国民議会と上院)による承認・批准,国王による公布という一連の手続で,国内的効力を持つ。したがって,カンボジアは一般的受容方式を採用しており,批准した条約がそのままの形で国内的効力を持つ。

条約が国内の法体系においてどのような位置づけがなされるのかは、各国の憲法で明記されているか、憲法の条文の解釈で決められている。こうした条約の国内法上の地位は、①条約に場合によっては憲法より上位の効力を認める、②条約に憲法より下位であるが法律より上位の効力を認める、③条約に法律と同等の効力を認める、④条約を憲法と議会制定法に反しない限り国法の一部と認める、という4種類に分けることができる<sup>14)</sup>。

憲法は、条約の国内法上の位置について何も示していない。しかし、「カン

<sup>12) [</sup>Meas 2010] 130-131.

<sup>13) [</sup>芹田・薬師寺・坂元 2008] 203頁。

<sup>14) [</sup>松井・佐分・坂元・小畑・松田・田中・岡田・薬師寺 2007] 19-22頁。

ボジア王国の独立、主権、領土保全、中立及び民族統一に一致しない条約及び協定は、廃棄する」(第55条)との規定から、カンボジアの法体系における条約の位置は、4種類の中の①ではあり得ない。それを判断する糸口となるのが、特許法第129条の「カンボジアが締約国となっている工業権に関する国際条約の条文は、この法律に関連して起きる諸問題に適用するものとする。この法律の条文と抵触する場合、条約の条文が主要な条文となる」という規定である。この条文から、カンボジアにおける条約の国内法上の位置は②となり、憲法一条約一法律という順序になる<sup>15)</sup>。事実、カンボジア政府は、第1回自由権規約政府報告書で、「憲法第31条は、カンボジアが加盟した国際規約および協定は、国内法に優越することを承認している」と記している<sup>16)</sup>。

#### (3) 条約の国内的適用

条約の国内的適用とは,裁判でその条約を適用できるかどうかという問題である。裁判所が具体的な事件に国際人権条約を適用するに際しては,条約の直接適用(裁判所がある事件の事実関係に国際人権条約の規定を直接に適用する方法)と間接適用(特定の事件に直接に適用される法令の解釈に際して,国際人権条約の規定やその精神を解釈の指針として用いる,または解釈の補強として用いる方法)の2種類がある<sup>17)</sup>。

長い間、カンボジアにおける条約の国内的適用に関する指針や解釈はなかった。そのことも手伝って、カンボジアの裁判所における条約の取り扱いは、①国内法で十分なので人権条約の考慮を完全に拒否する、②少数の裁判官は、国内法と人権条約の両方を同時に考慮するが、国内法の違反だけに言及する、③国内法の条文に適用されない、または国内法が不明確な事件において人権条約の条文が適用される、という状態であった<sup>18)</sup>。

<sup>15) [</sup>Meas 2010] 141-142.

<sup>16) [</sup>U.N 1998b] para. 46. 以下,本稿で述べるカンボジア政府の第1回自由権規約報告書は, [U.N 1998b] を参照。

<sup>17) [</sup>芹田・薬師寺・坂元 2008] 204-205頁。

<sup>18) [</sup>Meas 2010] 140.

しかし、2007年7月、カンボジア憲法院は、「原則として、裁判期間中に刑罰を科す際には……その他の法に基づくことを考慮する。先に述べた"法"という言葉は、最高法規である憲法を含む国内法、実効力がある法律およびカンボジアが承認した国際法、特に子どもの権利条約を意味する」という判決を出した<sup>19)</sup>。憲法第142条は「憲法院が違憲とした条文は、公布せず、施行しない。憲法院の決定は、最終決定である」と規定する。メアスは、この憲法院による決定で、カンボジアにおける人権条約の直接適用が確立したとのべる<sup>20)</sup>。しかし、2007年の憲法院の判決だけでは、直接適用ではなく間接適用だけの可能性も考えられる。その意味で、カンボジアが批准した国際人権条約を、裁判所が判決で適用することだけは確定したといえる<sup>21)</sup>。

## 第2章 自由権規約の対応に見る政府の人権観

#### 1. 自由権規約政府報告書

カンボジア政府は、1992年5月26日に自由権規約を批准し、同年8月29日に 国内で効力を持つことになった。自由権規約第40条1項によると、条約が発効 してから1年以内に、その後は規約人権委員会が要請する時(通常は5年ご と)に、政府報告書を提出することが締約国に義務づけられている<sup>22)</sup>。カンボ ジアの場合、第1回目の政府報告書は予定時より4年遅れ、1997年11月23日に 提出された。

カンボジアの第1回自由権規約政府報告書は、72頁(390パラグラフと附属書)からなる長大なものである。その内容は、「序論」、「I. 一般—土地と人びと、経済、一般的な政治構造、保護される人権の法的枠組、情報および公

<sup>19)</sup> Constitutional Council of Cambodia (CCC), No. 092/003/2007CC.D, decision dated 10 July 2007, http://www.ccc.gov.kh/english/dec/2007/dec\_003.html

<sup>20) [</sup>Meas 2010] 138.

<sup>21)</sup> 社会権規約委員会は、第1回社会権規約カンボジア政府報告書に対する総括所見の中で、「委員会は、国際条約は国内法の一部であり、裁判所が法律の解釈と事件の判決の際に条約の規範を考慮すべきであるという2007年7月の憲法院の決定を歓迎もする」とのべた [U.N 2009a] para. 4.

<sup>22)</sup> 自由権規約については、[松井他編 2005] に所収の日本語訳を参照。

開」,「Ⅱ. 規約の第1条から第27条に関連する情報」で構成されている。

この政府報告書で、カンボジア政府が自由権規約の規定を十分に遵守できない理由として指摘する内容は、次の4点に集約することができる。第1に国が置かれている状況、第2にクメールの伝統と慣習、第3に限定した権利の享有主体、第4に表現の自由の大幅な制限。以下、それぞれの具体的事例を見ていく。

## (1) 国が置かれている状況

この第1の理由については、政府報告書の中で3ヵ所に見られる。1点目は、規約とカンボジアの法律との関係を記した部分に、「カンボジア憲法は、国際人権文書で規定された基本的人権に反するまたは制限を課すいかなる条文も含んでいない。しかし、国の環境と状況に対応して採択された条文もある」(46)<sup>23)</sup>とある。2点目は、身体の自由と安全および恣意的な逮捕・抑留の禁止を定めた「規約第9条1項の条文に対する侵害は、国が直面している広範囲の問題を考慮することが不可欠である」(157)と記述している。3点目は、規約第14条2項「無罪推定」に関して、「例えば、起訴前の拘禁施設を設立することができないように、すべての分野において、カンボジアは多くの困難に遭遇しているので、上記のことは、特に現在の環境下では避けることはできない」(223)とのべている。

カンボジアが直面する状況の具体的内容については, ① 内戦の後遺症, ② クメール・ルージュの活動, ③ 人権保障に対する法律と資源の不足, の3点が挙げられる。

内戦の後遺症については、政府報告書の冒頭でのべられているが、これについては後ほど触れる。規約第3条「権利の享受における男女平等」に関する説明で、「過去20年の破壊的な戦争が、カンボジア社会を深い経済的危機に陥れ、国全体における家族に大変重大な問題を生み出した」ことが原因として、貧困家庭の多数の少女が学校に十分に通えない、学校での学習を途中で中断するこ

<sup>23)</sup> 以下,本稿で括弧に記す数字は、各国連文書のパラグラフ番号である。

とになっている現状を記している (82)。

クメール・ルージュの活動については、一番多く記載されている。この点に ついての言及には、3つのパターンが見られる。第1は、過去のクメール・ ルージュ支配下の人権侵害を指摘するパターンである。例えば、規約第23条3 項「当事者の合意による婚姻」に関して、「民主カンプチア体制下において、 両性の市民は、集団的に結婚を強制された。こうした強制結婚は、カンボジア 社会に重大な結果を残した。体制の崩壊後,家族は破綻し,子どもは捨てられ 孤児になった」(332)とある。第2は、近年のクメール・ルージュ(の残党) による人権侵害について取り上げるパターンである。これは複数見られ、規約 第9条1項に関する説明の中で、「身体的自由と安全に対する最も重大な人権 侵害は、クメール・ルージュの軍隊によって関与され、彼らは、強盗、略奪、 無実の市民を殺害し、家と所有物を破壊している。クメール・ルージュの統制 下にある地域で暮らす人びとは、身体的自由と安全を保護する手段を欠いてい る。クメール・ルージュに知られている唯一の法は銃である。有罪であると見 なされた人びとは、いかなる形式の裁判もなしに殺害される」(156)という記 述が、その典型である<sup>24)</sup>。第3は、政府による人権の保護・促進の努力をア ピールする素材としてクメール・ルージュの人権侵害を列挙するパターンであ る。これも複数散見することができる。その事例として、規約第6条「生命に 対する権利 | に関する記述に、「民主カンプチア集団は、1991年10月23日のパ リ和平協定を遵守することに失敗し、終わりのない戦争破壊と無辜の市民の大 量殺害を行い続けている。王国政府は、反乱による攻撃行為を防ぎ、市民の生 活を安全に守ることにあらゆる努力をしてきた。国民議会は、戦争を終わらせ、 人びとに対する犯罪に関与し続けている反乱者を追放するために、民主カンプ チア集団の非合法化に関する法律を通過した」(105)との表現がある<sup>25)</sup>。

<sup>24)</sup> その他には、規約第6条に関してクメール・ルージュによる殺人事件 (120),規 約第12条1項「移動の自由」に関してクメール・ルージュ支配地域への移動の制限 (192),規約第20条「戦争宣伝及び差別唱道の禁止」に関してクメール・ルージュ による反ベトナム活動とベトナム系住民の殺害 (306) などがある。

<sup>25)</sup> その他、パラグラフ 95, 104, 303, 389 にも類似の表現がある。

人権保障に対する法律と資源の不足についても、多数見られる。法律の欠如については、「拘禁者または逮捕された者が、拘束の合法性を調査し裁決することを裁判所に要求する権利を有することを明確にのべたカンボジアの手続法の条文」(165)、規約第14条3項(f)「無料で通訳の援助を受ける権利」に関する規則(242)、「少年裁判所を設立する法律、または、未成年者を裁くための特別手続」(248)が指摘されている。人的資源の不足については、裁判官を含む法執行官の人数不足と不十分な資質(163)、クメール・ルージュによる殺害に伴う弁護士数の不足(233)が記述されている。経済的・財政的資源の不足については、拘禁者と受刑者の劣悪な生活状況(178)、被疑者と被告人の未分離な拘束(182)、学校に通う子どもに支給する奨学金の未整備(344)に関しての説明がある。

政府報告書の「序論」の最初で、「過去20年間、特に1975年から1979年までの民主カンプチア体制下は、カンボジアの人びとにとって、戦争と極端に残酷な生活の期間として知られており、人権の適用と保護は全く顧みられることはなかった」(1)、「王国政府は……病んだ社会から立ち直るために残された膨大な問題を表明し続けている。人びとの自信、国の開発のための決定的な要素を取り戻すために、あらゆる可能な方法により人権を保護することに努めている」(2)と記している。この冒頭の表現から、カンボジア政府は自由権規約を遵守したくとも、それが十分できない国の特殊な事情を規約人権委員会に考慮してもらうため、クメール・ルージュ支配下も含む過去の内戦の傷跡を前面に出していると考えられる。その正当化として、3つの理由を提示していると見なせる。

#### (2) クメールの伝統と慣習

この第2の理由に関しては、女性差別と婚姻の権利の分野において、政府の解釈が主張されている。前者については、規約第2条1項「非差別・平等」に関する記述の中で、「カンボジアの女性市民も、政治的権利を十分に享受している。120人の代議士の間で、7人が女性である。政治における女性の限られ

た参加は、差別の結果ではない。それは主に、女性が伝統的に政治にほとんど 関心を持ってこなかったという事実のためである」(61)と主張している。規 約第3条では、「女性の50%以上は読み書きができなく、大学生の19%だけが 女性である」(82)という事実に見られるように、女性の学習を妨げる要因の ひとつとして「カンボジアの社会的慣習」を挙げている(83)。規約第23条1 項の記述において、民主カンプチア体制下における強制結婚とその影響による 家族の崩壊を指摘した後、「女性は社会において最も被害に苦しんだ。女性に 対するドメスティック・バイオレンスの行為は、日常的に見られる」(325)と のべている。

後者については、規約第23条 3 項に関して、憲法(第45条 4 項)と法律(婚姻および家族法第 2 条)で当事者の合意なしの婚姻は禁止されている点を指摘しながらも、「カンボジアの伝統では、両親が子どもの婚姻に関して決定する。これは両親の強制である印象を与える、しかし、両親は一般的に婚姻の調整だけをし、最終的に決定するのは子どもである」(332)が、「カンボジアでは、いまだに子どもを強制結婚させる両親もいる。両親の決定に従わないという理由で、子どもを殴る場合さえある」(333)と記している。

このように、クメールの伝統と慣習を根拠とする国際人権基準の不遵守については、私生活とりわけ家族内の事柄(ドメスティック・バイオレンス、婚姻)で主張されていることが分かる。女性差別撤廃条約で典型的に見られるように、国際人権条約の政府報告書では国の伝統や慣習により人権条約の規定の遵守を避けようとする傾向があるが、関連する人権機関はこの点に対しては否定的である<sup>26)</sup>。伝統や慣習を強調するのはイスラーム諸国が有名であるが、カンボジアは伝統と慣習に居直っている観がある<sup>27)</sup>。

<sup>26)</sup> 国際人権の分野では、伝統や慣習に関して肯定的評価と否定的評価に分かれる。 肯定的評価がなされる事例は先住民族の権利、否定的評価がなされる典型は女性の 権利である。この点については、[Engle 2000] を参照。

<sup>27)</sup> この点につては、後述するように、第1回カンボジア政府自由権規約報告書の審議過程で明確になる。

## (3) 限定した権利の享有主体

政府報告書は、規約第2条1項に関する説明で、「市民的及び政治的権利に関する国際規約第2条にしたがい、カンボジア王国は、規約で承認されているすべての権利をすべての個人(every individual)に対して尊重し確保することを約束する」(59)、「市民的権利の分野において、カンボジア王国は、いかなる種類の区別なしに、規約で規定されているようなすべての個人(every individual)の市民的権利を尊重する」(62)とのべている(強調は筆者、以下も同様)。

規約第8条「奴隷及び強制労働の禁止」の記述では、「この条約(1957年6月12日に加盟した奴隷禁止条約)にしたがい、カンボジア憲法は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教的信条にかかわらず、すべての個人(every individual)の権利を承認および尊重し、あらゆる形態の身体的虐待ならびに名誉と尊厳の侵害を禁止している」(146)と説明した部分で、憲法第31条と第38条1項から4項を記している。しかし、第31条2項に規定されている非差別・平等原則については、その主語(権利の享有主体)は「クメール市民」(every Khmer citizens)となっている<sup>28</sup>。第38条では、1項が「あらゆる個人」(any individual)、2項が「市民」(the citizens)、3項が「何人」(any person)となっている。

政府報告書の他の部分では、「規約第6条1項が規定する生命に対する権利は、カンボジア憲法第32条に具体化されており、そこでは、『すべての人(every person)は、生命、身体的自由及び安全に対する権利を有する』とある。"生命に対する権利"に関するこの条文は、差別なく、すべての人(all persons)に適用する。したがって、カンボジア王国は、その領域内のすべての人(all persons)の生命に対する権利を保障し、保護する」(102)と主張している。同様に、規約第9条1項(身体の自由及び安全)における説明では、「憲法は、カンボジア市民の権利と自由の保護だけを保障し提供しているけれども、実際には、関連する国家機関および特に裁判所は、カンボジアの領域内

28) 憲法の英語訳については、[Sok (ed.) 1998] に所収されているものを参照。

のすべての人 (all persons) の権利と自由を尊重している。憲法第32条により、身体の自由と安全に対する個人の権利が保障されており、そこでは、『すべての人 (every person) は生命、身体的自由及び安全に対する権利を有する』」 (152) とある。しかし、憲法第32条の英文公定訳では、その権利の享有主体は「クメール市民」(every Khmer citizens) となっている<sup>29)</sup>。

憲法の第3章は「クメール市民の権利及び義務」(The Rights and Obligations of Khmer Citizens)となっており、権利の享有主体は「クメール市民」である。第3章の人権規定は、一部に「あらゆる個人」、「何人」という表現があるが、ほとんどが「クメール市民」を主語としている $^{30}$ )。その意味で、憲法が規定する権利の享有主体と自由権規約が権利保障の対象とする「すべての個人」(または「すべての者」)との間には、その範囲に相違がある。政府報告書からは、規約の内外人平等原則に何とか合致するようと努力する政府の姿勢が窺える $^{31}$ )。

<sup>29)</sup> クメール語で起草された憲法を英語訳する際に、恣意的と思われる言葉使いがされた。例えば、単に「クメール人(Khmer people)」または「クメール国の人(people of the Khmer nation)」という意味として使われてきたクメール語 "prachea pulrut khmer" や、「すべての者(all people)」という意味のクメール語 "Chun krup roup"は、憲法の英語訳でほとんど「クメール市民(Khmer citizens)と翻訳された。第32条の主語は、英語の非公定訳では「すべての者」、公定訳では「クメール市民」となっている。これらの点については、「Amnesty International 1994〕を参照。政府報告書で引用された憲法第32条の主語が「すべての人」となっているのは、こうした事情が反映しているのかもしれない。もしくは、英語公定訳の「クメール市民」を恣意的に「すべての人」と規約に合致するように翻訳したのかもしれない。

<sup>30)</sup> 憲法がクメール市民だけを権利の享有主体としていることの問題点については, ① パリ平協定(特に第15条と附属書5)違反,② 内外人平等原則を採用する国際 人権基準との不一致,③ 憲法の人権保障からの少数民族の排除という3点が指摘 されている。この点については,[Marks 1994]70-73,[四本 1999]93-97頁を参 照。

<sup>31)</sup> 政府報告書では、規約第27条「少数民族の権利」についての説明で、「カンボジ アは、カンボジア国籍の有無にかかわらず、独自の文化的生活、宗教および言語を 持つ地域におけるエスニック、宗教的または言語的マイノリティに属する者の権利 を承認し、保護する。"カンボジア市民"という言葉は、エスニックの出身にかか わらず、カンボジア国籍が承認された、カンボジアの領域内で暮らすあらゆる人を 指す。その意味は、エスニック集団に属する人も、カンボジア市民であるというノ

## (4) 表現の自由の大幅な制限

政府報告書では、規約第19条「表現の自由」に関する説明で、名誉毀損、侮辱、虚偽情報の報道などを理由とする新聞記者やジャーナリストの逮捕、拘留、罰金および殺害、新聞・雑誌の廃刊という事実を記述している。こうした表現の自由に対する抑圧行為を正当化する理由として、次のような返答をしている。

「政府指導者を常に根拠なく批判し、恥をかかせ、不快な侮辱をすることは、 その職務の遂行をほとんど不可能にすることになる。そうした無秩序でアナー キーな状態に直面した場合、政府は、その問題を裁判に訴える他はない| (289)、「上記の事件は、とりわけ表現の自由の誤った解釈の結果であり、その 行為は、特定の事例において、規約第19条3項で規定されている制限を超えて いないにちがいない | (298)、「表現の自由を制限する目的は、安全と公共道徳 を守ること, 個人の権利を保護することである。これは, 人は誰も, 他人の名 誉を毀損する,あるいは、社会の道徳、公の秩序または国の安全を侵すために、 それに関連する権利を侵害することは許されないことを規定する憲法第41条と 合致している。しかし、その原則が適切に適用されるには、明確かつ詳細に定 義されなければならない。過去において、自由とその制限についての範囲と 誤った理解が、上記でのべたように、ジャーナリストに関して問題を生じさせ た」(302)。これらの主張から、表現の自由に関する政府の見解が明確に見て 取れる。それは、政府(およびその指導者)を批判する表現は、表現の自由に 対する誤った解釈であるという見解である。ここには、表現の自由よりも公の 秩序や国の安全を過度に重視する姿勢が見て取れる。この姿勢は、政府報告書 でも引用されているプレス法(1995年制定)でも明確に示されている32)。

<sup>○</sup>ことである」(382) とのべている。憲法には、少数民族の権利に関する規定はない。 この点は指し置いたとしても、政府報告書では、カンボジア国籍を有しない領域内 の居住者(例えばベトナム系住民)の権利保障については、一切触れていない。内 外人平等原則を採用する規約人権委員会は、こうした人びとの権利を保護する政府 の措置も審査の対象とする。

<sup>32)</sup> プレス法の制定過程および表現の自由と関連する問題点については,[四本 2002] を参照。

こうした見解・姿勢から、「自由は義務および責任と手を携えなければならないので、表現の自由に関する制限は、民主主義を保障するために必要である。したがって、表現の自由、特にプレスの自由は、多数の義務により制限される」(300)という主張が導かれる。民主主義を保障するために表現の自由の制限が必要だという思考は、カンボジア的な表現であると思われる。

規約第5条「権利制限の範囲を超える制限の不許容」に対する説明で、「カンボジア政府は決して、この規約に挿入されている権利と自由を侵害する方法で、規約を解釈したことはなく、この規約そのもので規定されるよりも制限的または厳格な仕方で、規約の条文を適用したこともなかった」(97)と記している。しかし、先述したように、表現の自由に関する政府解釈は、規約第19条を大きく逸脱している<sup>33)</sup>。

自由権規約の規定を十分に遵守できない4つの理由を考察してきたが、その中で、表現の自由の制限を正当化する政府解釈の点に、カンボジア政府の人権 観の特徴が最も明瞭に映し出されている。

## 2. 政府報告書の審査過程

1999年7月14日と15日,規約人権委員会第66会期の第1758会議から第1760会議にかけて,規約人権委員会による第1回自由権規約カンボジア政府報告書の審査が行われた<sup>34)</sup>。ここでは、この審議過程における政府代表の発言を分析す

<sup>33)</sup> 例えば、規約人権委員会は、第19条に関する一般的意見10において、「第3項は、表現の自由についての権利の行使が特別の義務及び責任を伴うことを明示的に強調する。そしてこの理由から、本権利に対する一定の制限は、他の者の利益又は共同体の全体としての利益のいずれかに関わる場合に許される。しかし、締約国が表現の自由の行使に対し一定の制限を課する場合、その制限は、権利それ自身を否定するような状況に陥らすことはできない。第3項は条件を定めており、そして制限が課されうるのはこの条件に服する場合のみである」とのべている。一般的意見10については、日本弁護士連合会のウェブサイトを参照。http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\_rights/liberty\_general-comment.html #10

<sup>34)</sup> 審議過程での政府代表と規約人権委員会委員の発言は、「要約記録」(Summary Record)(以下、SR 文書と略)に記録されている。第1758会議の審議過程(SR /

ることで、先述した4つの政府解釈を再確認する。同時に、規約人権委員会委員による応答を見ることで、カンボジア政府と委員会の間の人権観の乖離を考察したい。

## (1) 国が置かれている状況

政府報告書の審議過程で、政府代表は、「特に、多数のクメール・ルージュの軍人がいまだに隠れて存在しているので、人権の保護を確保するために多大な努力を必要としている」、「新生児は、すべてが登録されているわけではないが、数十年にわたり、カンボジアは戦争、人口移動と大量の難民流入に甘んじてきた。例えば、クメール・ルージュにより占領された地域では、出生証明は出されていない。しかし、子どもが出生後すぐに登録されなかったとしても、子どもが6歳になって学校へ行き始めるとすぐに、地方当局に登録される」(SR文書②19)という発言をしている。政府報告書での記述と同じく、内戦やクメール・ルージュの活動が、人権の保護・促進の阻害要因であり、そうした困難な中で行っている政府の努力を認めてもらいたいとの意図が窺える。

一方、規約人権委員会の複数の委員から、戦争などの過去の経験からカンボジアが置かれた状況に対する配慮と理解が示されている。例えば、「クメール・ルージュにより関与された大量虐殺と残虐に続く、市民社会の復興に際して、カンボジア当局が直面する困難に気づいている」(SR 文書①31)、「カンボジアは、とてつもなく厳しい試練を生き抜いてきた。新しい出発をする必要がある、しかし、復興は時間がかかる巨大な作業である。したがって、カンボジア当局が規約を完全に適用することは困難であることは理解できる」(SR 文書①31) などが代表的な発言である<sup>35)</sup>。

しかし、「政府によると、経済的理由により、被告人と有罪の判決を受けた 人を区別することは不可能である、しかし、財政的影響のない他の措置は、刑

ン文書①) は [1999a], 第1759会議の審議過程 (SR 文書②) は [1999b], 第1760会議の審議過程 (SR 文書③) は [1999c] を参照。

<sup>35)</sup> その他には、SR 文書①パラグラフ 42と 53 などにも、異なる委員による同様の 発言が見られる。

務所の状態の改善のために導入することができる。例えば、現在、受刑者は 1ヵ月に1度だけ手紙を送ることが許され、家族の訪問は2ヵ月に1回に制限 されている」(SR 文書②58) というある委員の発言に見られるように、委員 会は決してカンボジアが置かれた困難な状況を無条件で受け入れているのでは なく、そうした中でも、可能な限り規約を遵守することを求めている。委員会 議長も、審議過程の最後で「委員会は、国が直面する経済的およびその他の困難に気づいている。……しかし、委員会の詳細な質問文書に対する曖昧な返答だけでなく、口頭で提供された情報と報告書に含まれている情報との間の ギャップについて、遺憾に思う」(SR 文書③18) とのべた36)。

## (2) クメールの伝統と慣習

この点に関して、政府代表は「カンボジアには、事実上または法律上、女性に対する差別はない。……大学に通う少年の数が高いという事実は、伝統と一定の社会的および経済的要因に起因する。例えば、女性は男性より早く結婚し、両親の家から遠く離れた学校に通う場合、困難に直面する」(SR 文書①14)、とのべた。政府報告書と同じく、女性に対する差別を伝統に起因するものと見なし、カンボジアには女性差別はないと踏み込んだ発言をしている。他方、「カンボジアの伝統には、人権に対する尊重を奨励する側面もあるが、一方で、現代社会の要請に調和させる必要がある側面もある」(SR 文書②11) とものべており、カンボジアの伝統に人権とは調和しない要素もあることを認めている。しかし、「強制結婚の質問に対して、婚姻を国の伝統的および社会的文脈に置きたい」(SR 文書③16) と主張し、伝統の固持に強いこだわりを見せている。

こうした政府代表の見解に対して、ある委員は「カンボジアにはジェンダー

<sup>36)</sup> 第1回自由権規約カンボジア政府報告書に対する規約人権委員会による総括所見では、「その人口の高い比率の殺害、多数の強制追放、司法を含む国家の主要な制度の破壊、経済的および社会的生活の浸食という結果となった長期間の紛争と暴力を、締約国は経験してきた。受け入れることができない暴力と武器の使用が残っている」(5)と記述された。総括所見については、[U.N 1999d]を参照。

差別がないという代表の返答に驚いた。……カンボジア社会において、女性は 伝統的かつステレオタイプな役割に限定されるべきであるというのが、典型的 な態度であるように見える」(SR 文書①54) と指摘した。審議過程の最後に 議長は、「報告書と代表によりなされた意見の双方において、特に教育と雇用 の分野における女性の状況に関して、伝統の決定的な影響が認められた。…… それと関連して、法執行の厳格な適用により、その責任を引き受けることが、 国家に平等に課されている。返答において、代表は、家庭内における暴力の問題の重大性を軽視した、……暴力の苦しみと闘うために、規則が採択されるべきである。特に、男女関係の性質を変えるために、社会的措置が取られるべきである」(SR 文書③20) と発言した37)。

### (3) 限定した権利の享有主体

「エスニック・クメールではない人の地位に関する質問が提起されなかった。カンボジア代表によると、彼らは差別の被害を受けていない。しかし、憲法第31条はクメール市民の権利だけを表明している。その上、1996年国籍法の用語法は、他の人びとと同じような権利を享有しないカンボジアのエスニック・ベトナム系マイノリティと先住民族が存在するという印象を与える。したがって、国籍法と憲法が規約と合致するのがどの範囲までなのかを知ることは興味深いことである」(SR文書①25)と、ある委員が発言した。その質問に応答して、政府代表は次のように答えた。「憲法第31条は、クメール市民に排他的に適用しているけれども、非クメール人が法の前の平等を享受しないと明確に表明している憲法の条文はない、ということは記す価値がある。実際、人権侵害の犠牲者であると主張するすべての人は、裁判所にその事件を提訴する資格を有する。しかし、非クメール人は、その他の制限を余儀なくされる。彼らは、カンボジアにおいて土地または財産を購入する資格はない」(SR文書②14)。これ

<sup>37)</sup> 総括所見では、「委員会は、家族および社会における女性の従属的地位に関して広く行き渡る態度が、女性による権利の平等な享受に対する本質的な障害であり、教育、雇用の機会および政治生活における完全な参加を妨げていることに懸念を有する」(17) と記された。

は、政府報告書では記述されていなかった、クメール人と非クメール人の権利保障の相違を初めて具体的にのべた発言として興味深い<sup>38)</sup>。憲法第31条における権利の享有主体はクメール市民であることを承認しながらも、非クメール人が法の前の平等を保障されないとう明確な憲法の条文がないことを示すことで、暗に非クメール人の権利も保障されていることを示唆する発言は、少々強引な解釈であろう。また、同じ政府代表は、この発言の後に、他の委員の質問に対して「憲法には、クメール市民と非クメール市民の区別を示すものはない」とのべており、先の発言と食い違う<sup>39)</sup>。

他の政府代表は、「カンボジア市民の権利と義務を扱っている憲法第31条に関して、カンボジアの伝統では、外国人は客である。……したがって、彼らはカンボジア市民と同様の権利を享受するが、憲法で義務を課されていない。これが、なぜ第31条で外国人が言及されていないのかについての説明である」(SR 文書③8)とのべた。「外国人は客」というカンボジアの伝統により外国人が市民と同じ権利を享有するという見解は、極めてカンボジア的な平等権の説明の仕方である。しかし、「外国人が客である」のか否か、または「憲法で義務を課されていない」ことにかかわらず、内外人平等原則を採用する国際人権基準から判断すると、やはりこの発言も少し無理があろう。

権利の享有主体についても、複数の委員から疑問が提示された。例えば、「外国人の地位と処遇について、憲法第3章は、カンボジア市民の権利と義務に向けられており、外国人に対する条文はないことに驚いた。彼らは、憲法において、純粋かつ単に無視されている。過去において差別によって大変な苦難を経験してきたカンボジア人は、領域内における外国人に対して差別すべきで

<sup>38)</sup> SR 文書②パラグラフ 14 にある政府代表の発言の後半は、憲法第44条 1 項「クメール国籍を有する個人及びクメール法人に限り、土地を所有する権利を有する」という規定を念頭に置いたものである。

<sup>39)</sup> 憲法の起草過程,移民法(1994年8月採択)と国籍法(1996年8月採択)が国会で審議された時にも、「クメール市民」概念の検証が十分には行われなかった[天川 2003]120頁。共有されていない不確定な「クメール市民」概念が、政府代表による見解の不統一の背景にあるのかもしれない。

はない」(SR 文書①40) という発言は、その典型である。審議の最後で議長は、「カンボジア市民だけに人権の享受を制限している憲法第31条は、規約の条文と抵触する | (SR 文書③19) と簡潔にのべた<sup>40)</sup>。

## (4) 表現の自由の大幅な制限

政府代表は「プレスの自由に関して、ごく少数の新聞が、裁判所により廃刊された。出版を停止した新聞のほとんどは、財政的理由による」(SR 文書②66)とのべ、他の代表は「プレスは広範囲の自由を享受しており、時には、例えば、王族について無礼な意見をのべることで、表現の自由を侵害する。しかし、知る限りでは、書いた記事のために拘禁されたジャーナリストはいない」(SR 文書③11)と発言した。審議過程では、政府報告書で記していた、名誉毀損、侮辱、虚偽情報の報道などを理由とする新聞記者やジャーナリストの逮捕、拘留、罰金および殺害、新聞・雑誌の廃刊という事実を過小評価している。さらに、最初の発言をした代表は、「カンボジアにおけるプレスは、広範な自由を享受している。……カンボジアにおけるプレスの自由は、自慢の種である。なぜならば、それは規約第19条と合致し、プレス法の適用は規約第19条3項と合致しているからである」と発言している。表現の自由に対する抑圧行為が明白であるにもかかわらず、「カンボジアにおけるプレスの自由は、自慢の種である」とまで自信ありげに主張している。

こうした見解は、規約人権委員会の委員から厳しく指摘された。例えば、ある委員は「表現、集会および結社の自由に関する質問に対する代表の返答は、極めて曖昧でもあった。特に、プレスの自由に関する現在の満足できない状況を改善するために、何をすることが大切なのか?」(SR 文書②47) とのべた。他の委員は「カンボジア代表は、カンボジアにおけるプレスの自由を"広範な"とのべた。報告書のパラグラフ 297 で、多数の新聞が管轄権のある省によ

<sup>40)</sup> 総括所見では、「委員会は、憲法第31条で、平等権が"クメール市民"に適用されること、他の条文が"クメール市民"の権利を保護していることに懸念を有する。 締約国は、規約の権利が、差別なく享受されることを確保すべきである」(7)と 記された。

り廃刊または一時停止されたことに触れているが、そうした状況は、自由民主主義において極めて異常であり、ひとつの新聞の廃刊でさえ関心を引き起こすであろう」(SR 文書②48) と発言した。

表現の自由に関しては、政府の「自慢の種」発言と委員の「自由民主主義において極めて異常」という認識が真正面から衝突し、そのコントラストが余りに鮮やかである<sup>41)</sup>。

審議の場における政府代表者の発言には、政府報告書よりも明確に、また、 政府報告書では記載されていない政府の解釈や人権観が見られた。そこには、 鋭く質問する規約人権委員会委員と、その応答に追われるカンボジア政府代表 の国際人権規準に対する不慣れさが、対照的である。それだけになおさら、政 府の人権観がくっきりと浮かび上がっている。

## 第3章 普遍的定期審査の対応に見る政府の人権観

## 1. 普遍的定期審査(UPR)の概要

第1回普遍的定期審査カンボジア政府報告書(以下,UPR報告書と略)は,26頁(113パラグラフ)からなり,その内容は,「Ⅰ.方法論と協議過程」,「Ⅱ.国の背景」,「Ⅲ.一般状況」,「Ⅳ.人権の制度的枠組の発展」,「Ⅴ.法と司法改革」,「Ⅵ.法律と国際条約の実施」,「Ⅷ.女性と子どもの権利」,「Ⅷ.制約と課題」,「Ⅸ.国の前進戦略」で構成されている。

UPR 報告書は、2009年9月16日に人権理事会によって受理された<sup>42)</sup>。人権理事会第6会期の期間中、2009年12月1日の第4会議で、UPR 報告書の審査が行われた。カンボジア政府は、司法省事務総長兼カンボジア人権委員会副委員長の H. E. Mr. Ith Rady を団長とする7人の代表団が審査に参加。バハレー

<sup>41)</sup> 総括所見では、「委員会は、ジャーナリストに対する暴力的攻撃と嫌がらせ、および出版物の停止に関する報告に懸念を有する。資格の要求を課し、特に政治的安定を害する、または国家機関を侮辱する出版物を禁止するプレス法にも懸念を有する。これらの幅広く定義された罪は、規約第19条3項の下で承認されている制限と合致しない」(18) と記された。

<sup>42)</sup> UPR 報告書は、[U.N 2009b] を参照。

ン,カメルーン,ニカラグアの 3 ヵ国がトロイカ (報告者団) として, UPR 報告書の審査を進行した。同年12月 3 日に開催された第 8 会議で,作業部会は,UPR 報告書に関する作業部会報告書 (以下,作業部会報告書と略)を採択した (作業部会報告書 $1\cdot 2$ ) $^{43}$ 。

## 2. UPR 政府報告書とその審議過程での政府答弁

ここでは、UPR 報告書と審議過程での政府代表の発言と勧告を中心に、第 2章で指摘した4つの政府解釈を検討し、それらの意見に対する人権理事会理 事国と作業部会の見解を比較することで、カンボジア政府の人権観の特徴を考 察する。

#### (1) 国が置かれている状況

UPR 報告書では、第 II 章 「国の背景」の冒頭で、「カンボジアは、過去の悲劇的で、困難かつ苦難の期間から立ちあがってきた国である。紛争と内戦は、教育、健康および社会的保護サービスを含む、すべての社会構造の全体的な破壊と衰退で、カンボジアを悩ませてきた。クメール・ルージュ体制を通して、能力の損失と人的資本の低下が、語ることのできない苦難と計り知れない結果をカンボジアに残した」(2)、「そのため、国が、平和構築過程、国民和解、復興と開発に向けて、そうしたすべての課題を克服することにより、その遺産から回復することは長い道のりであった」(3)、「この文脈において、カンボジアの人権の評価は、過去の状態への回顧を考慮すべきである」(4)とのべている。特に過去の内戦とクメール・ルージュの大規模人権侵害を列挙することで、国際人権基準を十分に遵守できないことへの配慮を求めている。

その他, UPR 報告書では, 労働の権利に関する不十分な保障の理由のひと つとして,「20年以上に及ぶ長期の内戦の遺産」を挙げている(41)。第四章 「制約と課題」では,「過去から登場してきた紛争後の国として, カンボジア

<sup>43)</sup> UPR 報告書に関する作業部会報告書は, [2010] を参照。

はいまだ後発開発途上国の中に位置づけられている。国の経済規模は小さい。 カンボジアの経済成長の基礎は、主に4つの柱、縫製、観光、建設および農業 部門に依存しており、すべての人権の完全な享有を確保するには、いまだあま りに狭すぎる。……貧富の格差、特に都市と農村の不平等が課題として残って いる」(96)、「司法は、一般の人びとから十分な信頼を得ていない。法的枠組 の開発は、いまだ包括的ではなく、他方で、法の執行は、いまだ改善を必要と している」(101) と記している。

UPR 報告書の審査では、政府代表によるプレゼンテーションで、「カンボジアは輝かしい歴史を有していたが、紛争と内戦が、クメール・ルージュ体制を通した能力の損失と人的資源の低下をともなう、教育、健康および社会的保護サービスを含むすべての社会構造を破壊へと導いた。……国は、平和構築、国民和解、復興と開発に向けて、回復への長い道程の最中にある。カンボジアの人権の評価は、このことを考慮すべきである」(作業部会報告書6)と、UPR 報告書の記述と同じ表現をのべた。

このカンボジア政府の期待に応えるかのように、タイ、ラオス、ネパールの3ヵ国が作業部会報告書に対する見解の中で、カンボジアの辛い過去とそれが残した巨大な負の遺産とその克服の努力に配慮を示した<sup>44)</sup>。

このように、UPR 報告書とその審査における政府代表の発言から、先に見たように、自由権規約を十分に遵守できない第1番目の理由(その具体的な内容は、① 内戦の後遺症、② クメール・ルージュの活動、③ 人権保障に対する法律と資源の不足)が、UPR への対応においても同様に見られる。「国際連合人権理事会の制度構築(以下、制度構築と略)」決議(人権理事会第5会期決議5/1附属書)には「原則」の第11番目で、「審査の基礎に含まれている責務を損なうことなく、諸国の発展水準及び特性を考慮する」45)とある。この原則から、カンボジア政府が過去の内戦やクメール・ルージュの破壊活動の

<sup>44) [</sup>U. N 2011] para. 373, 375, 378.

<sup>45) 「</sup>国際連合人権理事会の制度構築」決議については, [松井他編 2011] に所収の 日本語訳を参照。

後遺症を主張することは容認されると判断したと考えられる。

#### (2) クメールの伝統と慣習

UPR 報告書では、「女性の権利」に関する項目(79-88)において、女性の権利の侵害を正当化するためにクメールの伝統と慣習を引き合いに出す表現は一切見当たらない。その代わりに、女性の権利を保障する憲法と法律、女性の差別撤廃と地位向上のためにとられてきた措置や施策について説明しているだけである。この傾向は、UPR報告書の審査における政府代表の発言でも同じである(作業部会報告書12)。

審査後に出された91項目の勧告では、女性の権利に関する内容が9項目もあり、女性の性的搾取と人身売買に関する勧告では9ヵ国が意見を出した<sup>46)</sup>。スロバキアは、「女性に対する性的暴力に関して、すべての報告された事例の適正かつ時宜になかった調査を進行すること、犯罪者を逮捕し、犠牲者に対する必要なリハビリテーションを実施すること。政府が、この否定的な現象に対して人びとの意識を向上し、持続的な伝統的ステレオタイプと闘う努力を強化すること」(勧告30)と勧告しており、これが9項目の中で唯一、女性の暴力に対するクメールの伝統に触れた部分である。

国連人権高等弁務官事務所により準備された NGO からの情報提供文書(以下、NGO 情報集約文書)では、高い割合のドメスティック・バイオレンス、レイプ犠牲者に対する不十分な救済措置、ドメスティック・バイオレンス法の強化などが報告されている<sup>47)</sup>。国連人権高等弁務官事務所により準備された国連文書の編集(以下、国連情報要約文書と略)では、「女性差別撤廃委員会は、特に伝統的な道徳規範である Chbap Srey における強力なジェンダー役割のステレオタイプに懸念を表明した。それは、政府が差別的な要素を普及すること

<sup>46)</sup> 作業部会報告書パラグラフ 82に勧告が記入されており、91項目の勧告がそれぞれ 1 から 91 のパラグラフとなっている。女性の権利については、勧告の中のパラグラフ 22-26、30-32、50 にある。以下、勧告のパラグラフについては、勧告と表現する。女性の性的搾取と人身売買については、勧告 32。

<sup>47) [</sup>U. N 2009d] para. 19.

を抑制し、そうしたステレオタイプを撤廃するために積極的に働くことを要求した。社会権規約委員会は、女性の価値を促進する教育的教材として、初等学校において Chbap Srey を取り換えるよう勧告した」、「2006年、女性差別撤廃委員会は、伝統的および文化的要素が、家族内における女性の権利、特に自由かつ完全な合意による婚姻に対する権利を完全に享有することを妨げることに懸念を抱いた」とある<sup>48)</sup>。スロバキアの勧告は、これら2つの文書の記述を念頭に置いてのことであろう。

UPR においては、クメールの伝統および慣習と人権の相克について、政府 代表からはまったく発言されず、審査に参加した国家の関心も薄かったと判断 できる。

## (3) 限定した権利の享有主体

国連情報要約文書では、「子ども権利委員会は、カンボジアで生まれた非クメール市民の子どもたちが、その法的地位にかかわらず、出生登録されることを勧告した。差別を撤廃し、子どもの無国籍状態を防ぐために、国籍法の審査も勧告した。1999年、規約人権委員会は、憲法第31条で"クメール市民"に平等の権利が適用されることに懸念を表明し、差別なく権利が保障されることを勧告した」(19)とあり、権利の享有主体がクメール市民だけであることに対する懸念が報告されている。NGO情報集約文書には、「クメール・カンプチア・クロム人権協会(KKKKHRA)によって主張されているように、カンボジアの国籍法と憲法は、カンボジアまたはその背後に居住するクメール・カンプチア・クロムの人びと(KKKR)が、完全なカンボジア市民権を取得できるとのべている。しかし、現実には、カンボジア政府は、KKKPに市民権を取得するために必要とされる十分な文書を提供しなかった。……KKKPと他のマイノリティ集団は、十分な権利がなく、子どもが学校に行けず、財産あるいは土地を占有する権利、または投票権がなく、不安定な状態で暮らしている」

<sup>48) [</sup>U.N 2009c] para. 16, 39. 国連情報要約文書は, UPR 審査国が批准した国際 人権条約の関連文書, 国別およびテーマ別の特別報告者の報告書など, 人権に関する国連文書に書かれている情報を要約したもの。

(57) という記述に見られように、特にクメール・クロムの人びとの権利保障の問題点が指摘されている<sup>49)</sup>。

しかし、UPR 報告書では、権利の享有主体を限定するような主張は見られない。「カンボジア王国は、憲法によって保障されている、完全な財産の所有権または共同所有権を、すべての人種に提供している」(42)という記述があり、その注釈で、憲法第44条を引用して「クメール国籍を有しない外国人は、土地を所有する権利を持つことは許されるべきではない」とのべている<sup>50)</sup>。この記述が、UPR 報告書における権利の享有主体に関連する唯一の例である。

ただし、「宗教、信条および多様性の自由」の中の「文化的多様性」という項目で、「カンボジアはほとんど単一性の社会である。しかし、多様性に対する尊重を促進することを非常に重要視し、特に、社会における多様な特定の集団およびマイノリティの特殊性は、すべての国における民主的発展の重要な部分であることを信じるので、マイノリティに所属する人びとの権利を尊重する」(63)と記している。マイノリティの権利を尊重すると言うものの、その前に「カンボジアはほとんど単一性の社会である」と明確にのべている。その意味で、クメール人に属さない個人や集団は、権利保障の枠外とされる危険性と可能性がある51)。このクメール人中心主義とも言うべき見解は、「クメール

<sup>49) 「</sup>クメール・クロム」もしくは「カンプチア・クロム」とは、カンボジア語で南部の「低地カンボジア人」を意味し、現在ベトナムのメコンデルタ流域に居住するカンボジア人を指す [大橋・トロン 1999] x-xi。その中に、歴史的に様々な理由で移住し、カンボジア領域内で生活するクメール・カンプチア・クロムの人びとがいる。

<sup>50)</sup> この記述は、自由権規約の政府報告書審査で、政府代表が発言していた(SR文書②14)。注37を参照。なお、規約人権委員会による審査で、憲法第44条が問題にされなかったのは、自由権規約には財産権に関する規定がないという点が考えられる。

<sup>51)</sup> 人種差別撤廃委員会は、カンボジア政府による第7回報告書(第2回から第7回 の合同報告書)の審査を経た総括所見で、憲法が多数の人権規定を含んでいるにも かかわらず、権利主体を「クメール市民」だけに限定しているのは、「人種差別へ と導くかもれないクメール人の国粋的イデオロギーに寄与する」と勧告した [U. N 1998a] para. 9。事実、フン・セン首相と人民党は、文化的にハイブリック

市民」だけを権利の享有主体に限定する姿勢と底流で通じ合っているように思える<sup>52)</sup>。

国連情報要約文書や NGO 情報集約文書では、クメール市民だけを権利の享有主体とすることの問題点が指摘されていたが、この点についての勧告は審査 参加国からはなされなかった。

## (4) 表現の自由の大幅な制限

国連情報要約文書では、カンボジアの人権に関する国連事務総長特別代表と 国際労働機関専門家委員会の報告書を引用して、プレス法の表現の自由の制限 事由と違反者に対する処罰規定について指摘している(41)。NGO 情報集約 文書でも、プレス法の名誉毀損や侮辱による表現の自由の制限規定、その規定 を逸脱したジャーナリストに対する刑罰、暴力と殺害、政府による新聞・雑誌 の出版禁止と廃刊、メディア(テレビとラジオ)の統制など、国内外の複数の NGO の情報を紹介している(33)。

UPR 報告書では、「表現の自由」の項目で、「カンボジアは、民主主義、複数政党制および多元主義の基礎である表現の自由を支持する」(71)、憲法第41条「表現、報道、出版及び集会の自由」を引用し、政府はそうした自由の実施を奨励するとともに、「その権利は、いかなる制限もなしに調査する自由、口頭あるいは文書またはその他の手段で情報を公表する自由を含む」とのべる(72)。「プレスの自由」の項目では、「プレスの自由は、プレス法により保障されている」(74)、メディア業界(印刷物と放送)はその運営に情報相の許可が

<sup>⋋</sup>ド性を持つ住民(ベトナム系や中国系住民,海外からの移住者など)は、「純粋の」 クメール人ではないと考えていることが指摘されている [Poethig 2006]。

<sup>52)</sup> 天川直子は、かつてカンボジアの公教育で「ベトナムの拡張主義」を教えてきた動機に、「栄光のアンコールと衰退のポスト・アンコール」史観があり、この歴史観に支えられた「自らを『栄光のアンコール』子孫と想像し、カンボジアを『栄光のアンコール』の子孫であるクメール人の国であるという立場からは、現実の住民構成――特にベトナム人住民の存在――は矛盾に満ちたものと写ることになる」という [天川 2003] 122-124頁。「カンボジアはほとんど単一性の社会である」という発言には、この「栄光のアンコールと衰退のポスト・アンコール」史観が透けて見える。

要求されること、憲法第41条の権利を保障するためにプレスの代表は結社を形成できること、そうした結社はプレス法にしたがい行動倫理を作成すること、カンボジアには600近くの新聞と雑誌があること(75)、放送については7つのテレビ局(2つの国営放送、1つの擬似国営放送、4つの民間放送)と40のラジオ局(2つの国営局、その他は民間局)が運営されていること(76)という現状を指摘するだけである。

UPR 報告書の審査において、政府代表は、「政府は、プレスの自由、職業 の自由、表現の自由、示威行為の権利および法的枠組の中において競争に参加 する自由を奨励している。……カンボジアは、自由なプレス、労働組合および 少なくとも 11 の外国の人権 NGO を含む市民社会組織を有する。カンボジア 人は、外国メディアへのアクセスを妨害されない。与野党に支持される地元メ ディアは、完全に出版の自由を有する」と、UPR 報告書と同じような点をの べた後、最後に、「個人の権利は、国家利益、国家の統一と安全を維持する特 別の責任を付随する」と主張した(21)。この最後の短い主張に,政府の人権 観が象徴的に表れている。自由よりも公の秩序と国に安全、権利よりも責任を 重視する見解は、自由権規約第1回カンボジア政府報告書にも見られた。さら に、政府代表は、「表現の自由に関して、カンボジア人はこの権利を大いに享 受している。……市民的及び政治的権利に関する国際規約第18条3項を引用し て,したがってカンボジアは,その権利に制限を課すことができる。……カン ボジアは、民主主義と人権の促進に積極的に寄与する、批判を含むすべての意 見の表明を称賛する」(57)とのべた。この発言にも,政府から見て「民主主 義と人権の促進に積極的に寄与する」あらゆる表現は承認するが、それ以外の 意見表明の権利に対する制限は正当化できるという政府の強い意思を感じ取る ことができる。

表現とプレスの自由に関しては、3つの勧告が出された(勧告46,48,51)。特に、勧告46では、5ヵ国が次のようにのべた。 $\Gamma(a)$ 憲法で保障された表現およびプレスの自由が効果的に尊重されることを確保すること (スイス)、 $\Gamma(b)$ 自由権規約がのべる表現の自由に対する許可されうる制限の遵守を確保するため

に、採択された新しい刑法を審査すること(チェコ共和国),(c) "国家機関を侮辱する"という曖昧な言葉の拡大解釈を許し、国家の安全と政治的安定を口実に、検閲、出版の停止および禁錮を正当化するプレス法を改正することで、表現と意見の自由を確保するために効果的な措置をとること(イスラエル),(d) ジャーナリストが仕事中には迫害されないこと、表現の自由に関する制限違反により刑法上の制裁を受けないよう、必要な立法措置を採択すること(メキシコ),(e) 表現の自由を侵害しないことを確保するために、名誉毀損罪および虚偽通報罪の範囲を定義すること、これらの条文が大多数の事件で罪の不均衡な結果とならないように、司法公務員に明確なガイドラインを与えること(イギリス)」。

国連人権理事会第13会期において、作業部会報告書に対する「他の関連するステークホルダーによる一般的意見」として、3つの NGO がカンボジアの表現の自由に対する制限に懸念を示した $^{53)}$ 。

以上のことから,カンボジアの普遍的定期審査において,表現の自由の大幅 な制限を正当化する政府解釈だけが,政府と審議参加国およびステークホル ダーの間で意見の衝突があり、大きな見解の相違が見られた点である。

## 第4章 自由権規約と普遍的定期審査への対応の比較

## 1. 共通点と相違点

自由権規約と普遍的定期審査へのカンボジア政府による対応から、国際人権 規準を十分に遵守できない4つの理由には、次のような共通点と相違点が見ら れる。

「国が置かれている状況」については、両方に共通し、見解が連続している。「クメールの伝統と慣習」については、UPRでは自由権規約ほど言及されず、UPR政府報告書やその審議過程で政府代表による発言もなかった。「限定した権利の享有主体」については、UPRではまったく言及されなかった。ただし、「カンボジアはほとんど単一性の社会である」というクメール民族中心的

<sup>53) [</sup>U. N 2011] para. 382, 383, 387.

な見解が主張された。「表現の自由の大幅な制限」については,両方に共通する点として,① 権利よりも義務と責任を強調する,② 自由よりも公の秩序や国の安全を重視する見解が見られた<sup>54)</sup>。表現の自由に関する政府解釈は強固に継続しており,政府の人権観が最も顕著に見られ,国際人権規準と相反する点である。

## 2. 相違点の理由

自由権規約と普遍的定期審査では、カンボジア政府が国際人権規準を十分に 遵守できない4つの理由の説明に、相違点が見られた。その理由としては、次 の諸点を指摘することができる。

第1に、規約人権委員会の委員は独立した個人資格の法律の専門家であるが、 UPRの審査参加国は政府代表という点である。その意味で、UPRという国 家間の相互審査は政治化する傾向がある<sup>55)</sup>。すなわち、被審査国の人権の進捗 状況に理解が示される場合が多分にある。

第2に、自由権規約に比べて、UPR は政府報告書のページ数に制限があること (20頁以内)、審査時間は3時間と限定されており参加国の発言時間も極めて短いことである<sup>56)</sup>。そのため、被審査国の人権状況を網羅的に扱い、詳細

<sup>54)</sup> これは、アジア的価値の主張と部分的に重なる。オージェンダルによると、フン・セン首相とカンボジア人民党はアジア的価値を共有している。その理由は、① 権威主義の歴史を持つ、② 民主主義よりも安定性を好む、③ 合意に基づき構築された政治体制を好む、④ 政治過程において外国の介入を非難する、⑤ 開発主義の歴史を持つ、⑥ リーダーシップの点において、フン・センは自分自身をカンボジア版のリー・クァン・ユーをモデルとしている、というものである [Ojendal 1998] 532-534。

<sup>55)</sup> UPR においては、被審査国に対して、その友好国とアジア・アフリカなどの発展途上国は「称賛」し、非友好国・西欧諸国は「非難」する傾向がある[坂元2010] 109-111頁。

<sup>56)</sup> カンボジアの UPR 報告書審査では、53ヵ国が相互対話で意見表明し、8ヵ国が 参加できなかった(作業部会報告書23)。参加国の意見表明時間は、2~3分であ る。なお、制度構築決議に、UPR における政府報告書の項数(15)、審査時間 (22) が規定してある。

に審査することが困難である。

第3に、自由権規約と比較して、UPRの審査過程におけるNGOの関与が不十分な点である<sup>57)</sup>。UPRでは政府報告書に対する充実したオルタナティブ・レポートは提出できず、NGOが提出した情報を人権高等弁務官事務所が要約化した文書も頁数が10頁以内と限定されている(制度構築決議15C)。NGOは審査の場に参加できるだけで発言権はなく(制度構築決議18C)、対話に参加できるのは理事会本会議による成果文書採択前に限られている(制度構築決議31)。NGOの制限された関与により、被審査国の問題となる人権状況が把握されにくい。

第4に、自由権規約の審査から UPR までの期間に、その他の人権条約の審査を経験し、カンボジア政府が国際人権条約への技術的対応能力を高めてきた可能性である<sup>58)</sup>。言い換えると、「外交用語として『人権』を確立しつつある」、「人権の用語で、他国の態度についてコメントできる能力」を身につけつつあるのではないかということである<sup>59)</sup>。

これらの点が重なって、UPR への対応については自由権規約の場合ほど、 国際人権規準に乖離するカンボジア政府の解釈は見られなかったと考えられる。

## おわりに

ホーシャーは、国際人権規準に対する各国政府の批判の様態を、「正面攻撃」 (独自の価値観から国際人権規準を批判・拒否する)と「非正面攻撃」(手の届く範囲内で国際人権を受容する)の2種類に分ける<sup>60)</sup>。パリ和平協定と憲法が

<sup>57) [</sup>阿部・今井・藤本 2009] 212頁, [小畑 2011] 117-118頁。

<sup>58)</sup> 社会権規約第1回カンボジア政府報告書によると,2001年1月18日付けの政令により,批准した国際人権条約上の義務である政府報告書の作成の発展を目的のひとつとして,政府に附属するカンボジア人権委員会が設置された [U.N 2008] para. 63。

<sup>59) [</sup>小畑 2011] 126頁。

<sup>60) [</sup>Haarscher 2004] 105-109. ホーシャーは,正面攻撃の事例として,① ヨーロッパ極右によるゼノフォビア,② アジア的価値,③ イスラームによる世俗主義批判,④ 伝統的なアフリカ的価値観による植民地主義・西洋エスノセントリノ

要請した国際人権基準の遵守について、カンボジア政府は形式面ではしっかり と遵守する一方で、実質面では不十分な点が複数あった。これは、「非正面攻 撃」に相当する<sup>61)</sup>。こうした国際人権条約に対するカンボジア政府の応答は、

「価値合理的行動」(国際人権法の価値・理念を内面化している)よりは「目的合理的行動」(サンクションの回避)と見なせるであろう<sup>62)</sup>。すなわち,支援国や国際機関からの援助の減額や凍結というサンクションを避けたいがために,形式面では国際人権規準を遵守するという姿勢である。実際,国際人権条約の国際的実施について、政府は着実にその義務を果たしている。

他方で、国際人権条約の実質的な内容に対しては、4つの点で政府の見解が 国際人権規準と乖離する部分があった。国が置かれている状況、クメールの伝統と慣習、限定した権利の享有主体については、国際人権規準に一致しようと する政府の姿勢が見て取れた。しかし、表現の自由に対する解釈だけは独自な ものであり、国際人権規準と最も先鋭的に相剋する事例であった。カンボジア 政府の見解は、① 政府(と政治指導者)を批判する言論は、表現の自由に対 する誤った解釈、② 表現の自由よりも公の秩序や国の安全を過度に重視する 姿勢、③ 自由と権利よりも義務を重視するというものであった。この見解は、 自由権規約第19条「表現の自由」 3項の制限事由「他の者の権利又は信用の自

<sup>\</sup>ズムへの批判を挙げている。

<sup>61)</sup> ブラックバーンは、UPR において文化相対主義を唱えた政府が11ヵ国(中国、ベトナム、ミャンマー、イラン、パキスタン、インドネシア、マレーシア、イラク、イエメン、コロンビア、メキシコ、キューバ)あり、その根拠として、これらの国は、人権理事会設置決議の前文にある「国の及び地域的な特殊性の意義並びにさまざまな歴史的、文化的及び宗教的背景は留意されなければならない」ことを盾に、「すべての人権は普遍的であり、不可分で、相互に関連しており、相互依存的でかつ相互に強めあうものである」という人権の普遍性を否定する点を挙げている [Blackburn 2011]。人権理事会設置決議については、[田中他編 2011] に所収の日本語訳を参照。カンボジア政府は、UPR 報告書において、人権理事会設置決議前文の前者とともに後者の必要性を記し(32)、審査でも同様の点をのべた(作業部会報告書6)。この点からも、カンボジアは「非正面攻撃」に入ることが確認できる。

<sup>62)</sup> この点については、[廣瀬 1998] 160頁を参照。

由,国の安全,公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の安全」に対する解釈の通説とはかなり異なる<sup>63)</sup>。この点だけに関しては,「正面攻撃」が行われているように思われる。

表現の自由は、その国の価値観が直接反映されやすい権利のひとつである<sup>64)</sup>。 それは、表現の自由の制限をどこに置くかに鮮明に浮かび上がる。たとえば、 ヨーロッパ諸国にはヘイト・スピーチを規制する立法があり、多くのイスラー ム諸国は神への冒涜を犯罪とし、タイには国王への不敬罪が存在する。これら は、その国の歴史、社会、政治、文化などの要素が折り重なって形成されてき た価値観を基礎に、表現の自由を規制する法律として存在している。

表現の自由に関する国際人権規準の政府解釈から、カンボジア政府は、政治的指導者への批判を回避し、公の秩序や国の安全を維持するという範囲内でしか、表現の自由を考えない傾向が看取できる。そこには、和解や調和を重視する価値観がほのかに見える。また、その傾向は、内戦終了後における最大の政治的・社会的課題である国民和解と表現の自由に対する権利とのバランスに苦慮する政府の姿も映し出している。

一方で、パリ和平協定と憲法が要請する、新しく外から導入された国際人権 規準の遵守、他方で、和解や秩序維持という価値観の堅持。両者の天秤の間を 揺れ動き、そのジレンマに向き合っている政府の姿勢が、国際人権法への対応 にくっきりと浮かんでいる。これは、1993年にカンボジア王国が誕生して20年 経過したカンボジア社会の姿でもある。

カンボジア政府の人権観の特徴をより明確化するには、表現の自由に関する 国内法(起草過程,内容と特徴,運用実態)を調査する必要がある。さらに、 そうした人権観を政府が維持する理由として、カンボジアの歴史、社会、政治、 文化などを考察しなければならない。これらの点は、将来の課題としたい。

<sup>63)</sup> 自由権規約第19条の解釈については, [Nowak] 437-467 を参照。規約人権委員会による一般的意見 34 も参照。次の日本弁護士連合会のウェブサイトで閲覧できる。 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\_library/treaty/data/HRC\_GC\_34j.pdf

<sup>64)</sup> この点については、[Friedman 2011] 72 を参照。

#### 関法 第64巻 第2号

#### 参考文献

- 阿部浩己・今井 直・藤本俊明 [2009] 『テキストブック国際人権法(第3版)』日本評論社
- 天川直子 [2003] 「カンボジアの人種主義――ベトナム人住民虐殺事件をめぐる一考察――」武内進一編『国家・暴力・政治――アジア・アフリカの紛争をめぐって ――』アジア経済研究所
- 稲 正樹 [2006] 『アジアの人権と平和 (第2版)』信山社
- 今川幸雄「2000] 『カンボジアと日本』連合出版
- 大橋久利・トロン・メアリー [1999] 『ヴェトナムの中のカンボジア民族――メコン デルタに生きるクメール・クロム』古今書院
- 小畑 郁 [2011] 「国連人権理事会における普遍的定期審査」芹田健太郎・戸波江 二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『講座国際人権法4 国際人権法の国際 的実施』信山社
- 坂元茂樹 [2010] 「国連人権理事会諮問委員会――「再検討」作業を前にして」『国際人権』第21号
- 島田 弦 [2010] 「東南アジア編 人権」稲 正樹・孝忠延夫・國分典子編『アジア の憲法入門』日本評論社
- 芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹 [2008] 『ブリッジブック国際人権法』信山社 田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦・桐山孝信・小畑 郁・柴田明穂編 [2013] 『ベーシック条約集 [2013年版]』東信堂
- 萩野芳夫・畑 博行・畑中和夫編 [2007] 『アジア憲法集 (第2版)』明石書店 廣瀬和子 [1998] 『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学 出版会
- 松井芳朗・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑 郁・徳川信治編 [2005] 『国際人権条約・ 宣言集 (第3版)』東信堂
- 松井芳郎・佐分晴夫・坂元茂樹・小畑 郁・松田竹男・田中則夫・岡田 泉・薬師寺 公夫 [2007] 『国際法 [第 5 版]』 有斐閣
- 四本健二 [1999] 『カンボジア憲法論』勁草書房
- Amnesty International [1994] Kingdom of Cambodia: Human Rights and the New Constitution (AI Index: ASA 23/01/94, 1994)
  - http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA23/001/1994/en/063aa440-b59f-4857-a604-839d4c26be52/asa230011994en.pdf

- Blackburn, Roger Lloret [2011] Cultural Relativism in the Universal Periodic Review of the Human Rights Council (ICIP Working Papers:2011/03), Institute Catala International per la Pau, Barcelona.
  - http://www.upr-info.org/IMG/pdf/blackburn\_upr\_cultural\_relativism.09.2011.pdf
- Engle, Karen [2000] Culture and Human Rights: The Asian Values Debate in Context, International Law and Politics, Vol. 32.
- Friedman, Lawrence M [2011] The Human Rights Culture: A Study in History and Context, Quid Pro Books.
- Haarscher, Guy [2004] Can Human Rights Be "Contextualized"?, Sajo, Andras (ed.) Human Rights with Modesty: The Problem of Universalism, Martinus Nifjhoff Publishers.
- Marks, Stephan P [1994] The New Cambodia Constitution: From Civil War to a Fragile Democracy, Columbia Human Rights Law Review, Vol. 26, No. 1 (Fall 1994).
- Meas Bora [2010] International Human Rights Law in Cambodia, Cambodian Yearbook of Comparative Legal Studies Vol. 1, Cambodian Society of Comparative Law.
  - $http://www.ewmi-praj.org/Files/Cambodian\%20 Yearbook\%20 of \%20 Comparative\%20 \\ Law.pdf$
- Nowak, Manfred [2005] U. N. Convention on Civil and Political Rights: CCPR Commentary (2nd revised edition), N. P. Engel Publisher.
- Öjendal, Joakim [1998] Asian value and its political consequences: Is Cambodia the first domino?, The Pacific Review, Vol. 11 No. 4.
- Poethig, Kathryn [2006] Sitting between Two Chairs: Cambodia's Dual Citizenship Debate, Oliver, Leakthina Chau-Peech and Winner, Tim (eds.) Expressions of Cambodia: The Politics of Tradition, Identity and Change, Routledge.
- Sok Siphana (ed.) [1998] Law of Cambodia (1993-1998) Volume I, The Cambodian Legal Resources Development Center, Phnom Penh, Cambodia.
- Subedi, Surya P [2011] The UN human rights mandate in Cambodia: the challenge of a country in transition and the experience of the special rapporteur for the country, The International Journal of Human Rights, Vol. 15, No. 2, February 2011.
- U. N. Doc [1998a] Concluding observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination(Cambodia), CERD/C/304/Add.54 (30 March 1998).
- ----- [1998b] Consideration of Reports Submitted by States Parties under

#### 関法 第64巻 第2号

Article 40 of the Covenant, Initial Reports of States Parties due in 1993, Cambodia (CCPR/C/81/Add.12), 23 September 1998. U. N. Doc [1999a] Human Rights Committee, Sixty-sixth session, Summary Record of the 1758 th Meeting (CCPR/C/SR.1758), 25 October 1999. - [1999b] Human Rights Committee, Sixty-sixth session, Summary Record of the 1759 th Meeting (CCPR/C/SR.1759), 29 July 1999. - [1999c] Human Rights Committee, Sixty-sixth session, Summary Record of the 1760 th Meeting (CCPR/C/SR.1760), 25 October 1999. - [1999d] Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 40 of the Covenant, Concluding observations of the Human Rights Committee, Cambodia (CCPR/C/79/Add.108), 27 July 1999. [2008] Implementation of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, Initial Reports of States Parties under articles 16 and 17 of the Covenant, Cambodia (E/C.12/KHM/1), 2 December 2008. [2009a] Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 16 and 17 of the Covenant, Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Cambodia (E/C.12/KHM/CO/1), 12 June 2009. - [2009b] National Report Submitted in accordance with paragraph15 (A) Annex to Human Rights Council Resolution 5/1, (A/HRC/WG.6/6/KHM/1), 16 September 2009. [2009c] Compilations prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights, in accordance with paragraph15 (b) of the Annex to Human Rights Council Resolution5/1, Cambodia (A/HRC/WG.6/6/KHM/2), 18 September 2009. [2009d] Summary Prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights in accordance with paragraph15 (c) of the Annex to Human Rights Council Resolution5/1, Cambodia (A/HRC/WG.6/6/KHM/3), 9 Sep-

謝辞 本稿の執筆に際しては, 竹下 賢教授(法務研究科), 角田猛之教授(法学部), 市原靖久教授(法学部), 西 平等教授(法学部)からご意見を頂いた。関西大 学の4人の先生方に感謝致します。

[2010] Report of the Working Group on the Universal Periodic Review,

[2011] Report of the Human Rights Council on its thirteenth session

tember 2009.

Cambodia (A/HRC/13/4), 4 January 2010.

(A/HRC/13/56), 8 February 2011.